

18消安第 2886号 平成18年 6月14日

関係業者 代表者 殿

農林水産省消費・安全局長

輸入乾牧草の安全性確保について

このことについて、別添のとおり、米国産輸入乾牧草(スーダングラス)から除草 剤であるブロモキシニルが検出された事例がありました。

つきましては、本件についての原因究明及び改善がなされるまでの間、乾牧草の輸入に際し、生産農場において当該農薬の適正な使用・管理が確保されていること等を 事前に確認し、飼料の安全性の確保に万全を期すようお願いします。

平成 1 8 年 6 月 2 日 農 林 水 産 省

米国産輸入乾牧草からの農薬の検出事例について

独立行政法人肥飼料検査所が行った調査において、別紙のとおり米国産輸入乾牧草から除草剤であるブロモキシニルが検出された事例がありました。

当該飼料については、販売業者及び畜産農家に対し、その出荷及び使用の停止について指導しております。

この牧草を給与した牛から生産された牛乳について関係県において分析した結果、該 当農薬の残留は検出されていないとのことです。

問い合わせ先

農林水産省消費 • 安全局畜水産安全管理課

担 当:木村、元村

代 表:03-3502-8111(内線3208、3171)

直 通:03-3502-8206

当資料のホームページ掲載先 URL

http://www.maff.go.jp/www/press/press.html

- (1)独立行政法人肥飼料検査所が5月11日に飼料販売業者より採取した輸入牧草(スーダングラス)に除草剤であるブロモキシニルが2.5ppmの濃度で含有していることが5月28日に確認され、同時に輸入された牧草(計100トン)のうち未消費のものについても分析したところ、同レベルの残留農薬が確認された。
- (2) 当該飼料は米国カリフォルニア州から輸入された牧草の5コンテナ100トンであり、飼料販売業者及び出荷先畜産農家に対し直ちに販売、給与を停止するよう指導。(残留農薬基準が施行された5月29日以降に、基準違反が判明した飼料の販売・給与は行われておらず飼料安全法違反にはならない。)
- (3) 当該飼料を給与した牛から生産された牛乳について、関係県において分析を行い、 結果が判明したものについては当該農薬は検出されていないとのことである(食品 衛生法上の残留基準 0.07 ppm)。
 - ① 農薬が検出された飼料の種類スーダングラス乾牧草(米国産)2,000ベール(約100トン)
 - ② 飼料の出荷先茨城県、千葉県、静岡県及び愛知県の畜産農家
 - ③ 検出された農薬の名称及び量ブロモキシニル(除草剤) 2.5 p p m

注:飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律に基づく乾牧草中の残留 基準値は O. 1 p p m である。

(参考)

ブロモキシニル (Bromoxynil(ISO 名)) は、一年生広葉雑草の発芽後処理に用いられる除草剤であり、諸外国で穀物、たまねぎ、亜麻、飼料作物、非農耕地などに使用されている。なお、我が国では登録はない。

サンプリング及び分析については以下による。

1 サンプリング方法

当該飼料2,000ベールのうち倉庫に保管されていた322ベールから、平成18年5月11日に採取した。採取に当たっては、20ベールを任意に選定し、ドリルでベールの表面から約20cmの深さまでにわたって1次試料を採取し、これを混合したものを分析用試料とした。

2 分析方法

粉砕した牧草に塩酸(35%)と水を1:11で調製した水溶液を加えて潤し、アセトンによりブロモキシニル及びそのヘプタン酸エステルを抽出して、アンモニア水により加水分解、ジエチルエーテルにより洗浄及び転溶後、トリメチルシリルジアゾメタンによりメチル化したブロモキシニルを電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフで定量した。(平成7年11月15日付け7畜B第1660号畜産局長通知「飼料分析基準」6.184)

- 3 定量限界
 - 0.005ppm
- 4 添加回収率

80~112% (試験回数3回、添加濃度=0.005~0.1ppm)